

判例第 27/2019/AL 号

1991 年 7 月 1 日以前の家、土地管理政策と社会主義改革政策の実施過程において国家が管理、運営を行った家と土地に関する行政事件の受理、処理について

2019 年 8 月 22 日に最高人民裁判所裁判官評議会により承認され、2019 年 9 月 9 日付最高人民裁判所長官決定第 293/QĐ-CA 号により公表された。

判例元：

訴えを提起する者 Ms ホン・ティ・L と訴えを提起される者チャーヴィン省人民委員会委員長の間の、チャーヴィン省の「苦情処理決定に対する訴訟提起」行政訴訟事件に関する最高人民裁判所裁判官評議会の 2018 年 7 月 16 日付監督審決定第 03/2018/HC-GDT 号。

判例内容の位置：

「裁判所の認定」の第 6 段落。

判例内容の概要：

- 判例の状況：

訴えを提起する者は、1991 年 7 月 1 日以前の家、土地管理政策と家、土地に関する社会主義改革政策の実施過程で国が管理、運営した家、土地に対する取戻請求を 2003 年 11 月 26 日付国会決議第 23/2003/QH11 号の規定に従って却下するとの内容の、管轄、内容、手続きの順番の点で正しく発行された行政決定に対する訴えを提起した。

- 法的解決策：

この場合、裁判所は訴え提起の要求を受理し、却下する方向で処理する必要がある。

判例に関連する法律規定：

- 2003 年人民評議会及び人民委員会組織法第 94 条

- 2011 年不服申立て法第 7 条

- 2010 年行政訴訟法第 28 条第 1 項、第 163 条第 2 項第 a 号（2015 年行政訴訟法第 30 条第 1 項、第 193 条第 2 項第 a 号に対応する）

- 1991 年 7 月 1 日以前の家、土地管理政策と社会主義改革政策の実施過程において国家が管理、運営した家と土地に関する 2003 年 11 月 26 日付国会決議第 23/2003/QH11 号第 1 条

- 1991 年 7 月 1 日以前の家、土地管理政策と社会主義改革政策の実施過程での家と土地に関するいくつかの具体的な場合について処理を規定する国会常務委員会の 2005 年 4 月 2 日付決議第 755/2005/NQ-UBTVQH11 号第 5 条

- 2003 年 11 月 26 日付国会決議第 23/2003/QH11 号の実施を案内する 2005 年 10 月 10 日付政令第 127/ND-CP 号第 4 条第 1 項

判例のキーワード：

「行政決定」、「不服申立て処理決定」、「国が管理、運営した家、土地」、「1991 年 7 月 1 日以前の家、土地管理政策と社会主義改革政策」。

訴訟事件の内容

チャーヴィン省 T 市 2 坊第 3 居住グループ第 05N 家屋の起源は、Mr ホン・サー・R と Ms チャム・ティ・N (Ms ホン・ティ・L の両親) が Ms グエン・ティ・K から 1967 年に面積 505m²を購入したものである。1969 年に家屋は寝室用の 13 室に分割され、キャビン・トン・ニャットと名付けられた。1972 年に Ms N と Mr ホン・サー・R は裏側の建築面積 77m²の上に 3 階建てビル 5 軒、15 室をさらに建築した。1976 年 4 月 13 日に Ms N は、クーロン省商業社によってキャビン賃貸に関する事業許可証第 548/TN/GP/DK 番を発給された。1978 年 8 月にチャーヴィン町ホテルケータリング会社が所有者となり、接客担当職員が月給を受領して管理する形式で、キャビン賃貸事業を継続した。

1984 年 8 月 21 日にチャーヴィン町人民委員会は Mr ホン・サー・R のチャーヴィン省 T 町第 2 坊 N 通りキャビン・トン・ニャットの全体の管理に関する決定第 35/QĐ-84 号を下記内容で発行した。「このたび、Mr ホン・サー・R の T 町 2 坊 N 通りの前の家の部分と裏の家の並びを含むキャビン・トン・ニャット全体の管理を行う。裏の家の並びの 1 階の部屋 3 室を Mr ホン・サー・R の使用のために残す」。

経営活動が効果的に行われなかったため、1985 年 7 月 28 日にチャーヴィン町人民委員会は家屋配分に関する決定第 59/QĐ-85 号を下記内容で発行した。「今、T 町第 2 坊 N 通りキャビン・トン・ニャットの全体をチャーヴィン町工業委員会に渡す」。

1990 年にチャーヴィン町輸出入会社が解散し、Mr ホン・サー・R は再度占有し、使用した。

1992 年に Mr ホン・サー・R は上記家屋の取戻依頼書を提出した。1993 年に Mr ホン・サー・R が亡くなり、Ms ホン・ティ・L を含む彼の子供達は現在まで管理と使用を継続している。Ms L は、上記家屋、土地の全てに対する所有権の承認検討依頼書を提出した。

2012 年 7 月 27 日にチャーヴィン省人民委員会委員長は以下の通り Ms L の不服申立て処理に関する決定第 1350/QĐ-UBND 号を発行した。

「チャーヴィン省 T 市 2 坊第 3 居住グループ N 通り第 05 家屋の全体に対する合法化を請求する Ms L の不服申立て書を却下する。

Ms L は 1994 年 7 月 5 日付政令第 61/CP 号の規定により住所 N 通り第 05 家屋の家屋、土地を購入できる」。

2012 年 8 月 13 日に Ms L はチャーヴィン省人民委員会委員長の 2012 年 7 月 27 日付決定第 1350/QĐ-UBND 号に対する訟状を提出した。

2015 年 1 月 26 日付第一審行政判決第 02/2015/HC-ST 号でチャーヴィン省人民裁判所は以下の通り決定した。

「チャーヴィン省人民委員会委員長の 2012 年 7 月 27 日付決定第 1350/QĐ-UBND 号の取り消しを裁判所に求める Ms ホン・ティ・L の訴え提起の要請を却下する」。

また、第一審級裁判所は訴訟費用と各当事者の控訴の権利に関する決定も行った。

2015 年 1 月 31 日に Ms ホン・ティ・L は第一審判決の全部に対する控訴状を出した。

2016 年 11 月 25 日付控訴審行政判決第 175/2016/HC-PT 号でホーチミン市高等人民裁判所は以下の通り決定した。

「Ms ホン・ティ・L の控訴状を認める。

チャーヴィン省人民裁判所の 2015 年 1 月 26 日付第一審判決第 02/2015/HCST 号を修正する。

1964 年生まれ、チャーヴィン省 T 市 2 坊第 3 居住グループ第 05N 号在住 Ms ホン・ティ・L の要請の処理に関するチャーヴィン省人民委員会委員長の 2012 年 7 月 27 日付決定第 1350/QĐ-UBND 号を取り消す。

チャーヴィン省人民委員会委員長は、法律規定に正しく従った他の決定を発行する責任を負う」。

また、控訴審級裁判所は、訴訟費用に関する決定も行った。

2017 年 1 月 10 日にチャーヴィン省人民委員会は、ホーチミン市高等人民裁判所の 2016 年 11 月 25 日付控訴審行政判決第 175/2016/HC-PT 号を監督審手続きにより検討するよう依頼する公文書第 121/UBND-NC 号を出した。

2018 年 2 月 23 日に最高人民裁判所長官は、ホーチミン市高等人民裁判所の 2016 年 11 月 25 日付控訴審行政判決第 175/2016/HC-PT 号に対する異議を唱える決定第 05/2018/KN-HC 号を出し、最高人民裁判所参審員評議会にホーチミン市高等人民裁判所の 2016 年 11 月 25 日付控訴審行政判決第 175/2016/HC-PT 号を取り消しチャーヴィン省人民裁判所の 2015 年 1 月 26 日付第一審行政判決第 02/2015/HCST 号を維持する方向で監督審の審理を行うよう依頼した。

監督審の法廷で、最高人民検察院の代表者は最高人民裁判所長官の異議と意見が一致したが、2006 年 11 月 26 日付国会決議第 23/2003/QH11 号第 1 条によればチャーヴィン省人民委員会委員長は Ms ホン・ティ・L の家屋合法化要請の処理決定を出す権限を有しないため、裁判合議体に第一審判決と控訴審判決を取り消して訴訟事件の処理を停止するよう依頼した。

裁判所の認定：

[1] 訴訟手続きについて：Ms ホン・ティ・L の不服申立て処理に関するチャーヴィン省人民委員会委員長の 2012 年 7 月 27 日付決定第 1350/QĐ-UBND 号は、下記の 1991 年 7 月 1 日以前の家、土地管理政策と家、土地に関する社会主義改革政策の実施過程で国が管理、運営した家、土地に関する 2003 年 11 月 26 日付国会決議第 23/2003/QH11 号第 1 条の規定に基づき発行された。*「国は、1991 年 7 月 1 日以前に発行された方針、政策と家、土地の管理に関する各政策と家、土地に関連する社会主義改革政策の実施について再検討しない。国は、家、土地の管理に関する各政策と家、土地に関連する社会主義改革政策の実施過程で国により管理、運営が行われた家、土地の取戻請求を認めない」*。チャーヴィン省人民委員会委員長の 2012 年 7 月 27 日付決定第 1350/QĐ-UBND 号は Ms ホン・ティ・L の法的権利利益を発生、変更、制限、停止させる内容がある。そのため、2010 年行政訴訟法第 3 条と第 28 条の規定により、2012 年 7 月 27 日付決定第 1350/QĐ-UBND 号は行政決定であり行政訴訟の訴え提起の対象となるので、第一審級裁判所が訴訟事件の受理、処理を行ったことは管轄上正しい。

[2] 内容について：

[3] Ms L が現在管理、使用しているチャーヴィン省 T 市 2 坊第 05N 家屋は、Ms L の家族に由来する。しかし、1984 年 8 月 21 日にチャーヴィン町人民委員会は「このたび、Mr ホン・サー・R の T 町 II 坊 N 通りのキャビン・トン・ニャット全体の家屋と土地を管理する。前の家の部分と裏のビルの並びを含む。裏のビルの並びの 1 階の部屋 3 室を Mr ホン・サー・R の使用のために残す…」との内容の決定第 35/QĐ-84 号を発行し、1985 年 7 月 28 日にチャーヴィン町人民委員会は、キャビン・トン・ニャットの全体をチャーヴィン町工業委員会が管理するために引き渡すことに関する決定第 59/QĐ-85 号を発行した。生前の 1988 年に、Mr ホン・サー・R は上記家屋の取戻依頼書を提出した。しかし、チャーヴィン町人民委員会の 1988 年 1 月 8 日付公文書第 01/PĐ-88 号とクーロン省人民委員会の 1988 年 11 月 5 日付公文書第 02/TT-NĐ 号では、家屋は改革対象であるから Mr ホン・サー・R の家屋取戻要求を認めないと回答した。クーロン省人民委員会の解決に同意せず、Mr ホン・サー・R は不服申立て書を数回提出した。Mr ホン・サー・R が亡くなった後、Ms ホン・ティ・L が不服申立てを継続した。

[4] 2007 年 2 月 26 日付公文書第 358/BXD-TTr 号で建設省は Ms L の不服申立ての場合について、以下の意見を出した。「上記家屋は Mr ホン・サー・R によって直接使用されたが、それ以前に国はこの家屋の管理決定を出し、実際は解放後から Mr ホン・サー・R の家族が再占有する（1990 年）まで運営した。よって、建設省は、Mr ホン・サー・R の家族が N 通り第 05 家屋の賃貸借契約書を国と締結し、その後、Mr R の家族に需要があれば、1994 年 7 月 5 日付政令第 61/CP 号によりこの家屋を購入できるとのチャーヴィン省人民委員会の想定と意見が一致する」。

P.106

[5] そこで、チャーヴィン町人民委員会の 1984 年 8 月 21 日付決定第 35/QĐ-84 号と 1985 年 7 月 28 日付決定第 59/QĐ-85 号の発行を通して、1991 年 7 月 1 日以前の家、土地管理政策と社会主義改革政策の実施過程で国が管理、運営した家、土地に関する 2003 年 11 月 26 日付国会決議第 23/2003/QH11 号第 1 条の規定による、「国が、家、土地管理に関する各政策と家、土地に関連する社会主義改革政策の実施過程で管理、運営した」ことが確定される。そのため、Ms L の N 通り第 05 家屋の取戻を請求する苦情申立ては、認める根拠がない。チャーヴィン省人民委員会委員長が Ms L の要求を認めない 2012 年 7 月 27 日付決定第 1350/QĐ-UBND 号を発行したことは、法律規定に従っている。

[6] 管轄機関の行政決定が、1991 年 7 月 1 日以前の家、土地の管理に関する各政策と家、土地に関連する社会主義改革政策の実施過程で政府が管理、運営を決定した家、土地に対する取戻請求を 2003 年 11 月 26 日付国会決議第 23/2003/QH11 号第 1 条の規定により認めないとの内容を含み、管轄、内容、手続きの順番の点で正しく発行されたものであり、それに

対して人が訴えを提起した場合、裁判所は受理して処理を行わねばならないが、行政訴訟法第 193 条第 2 項第 a 号により「訴えの提起を却下する」方向で処理する。そのため、この行政訴訟事件で第一審級裁判所がチャーヴィン省人民委員会委員長の 2012 年 7 月 27 日付決定第 1350/QĐ-UBND 号の取り消しを求める Ms ホン・ティ・L の訴えの提起の請求を却下したことは、根拠があり、法律上正確である。

[7] 上記決定第 1350/QĐ-UBND 号は、「Ms ホン・ティ・L は 1994 年 7 月 5 日付政令第 61/CP 号の規定によりチャーヴィン省 T 市 2 坊第 3 居住グループ N 通り第 05 号の家屋、土地を購入できる。」との決定も行った。このように、Ms L が 1994 年 7 月 5 日付政令第 61/CP 号の規定により上記家屋、土地を購入できることは、Ms L の家族の権利を保証していた。

[8] 控訴審級裁判所が 2003 年 11 月 26 日付国会決議第 23/2003/QH11 と国会常務委員会の 2005 年 4 月 2 日付決議第 755/2005/NQ-UBTVQH11 号第 5 条の実施を案内する 2005 年 10 月 10 日付政令第 127/NĐ-CP 号第 4 条第 1 項に基づき、Ms L の控訴の請求を認め、チャーヴィン省人民委員会委員長の 2012 年 7 月 27 日付決定第 1350/QĐ-UBND 号を取り消したことは、法律適用における間違いである。

[9] 監督審法廷での最高人民検察院の代表者観点は、認める根拠がないというものである。2003 年人民評議会及び人民委員会組織法第 94 条、2011 年不服申立て法第 7 条の規定によれば、チャーヴィン省人民委員会委員長の Ms ホン・ティ・L の不服申立て処理決定の発行は法律規定に従っている。

上記を踏まえ、

決定：

2015 年行政訴訟法第 266 条第 2 項、第 272 条第 2 項、第 274 条第 2 項に基づき、

1. 最高人民裁判所長官の 2018 年 2 月 23 日付異議第 05/2018/KN-HC 号を認める。
2. ホーチミン市高等人民裁判所の 2016 年 11 月 25 日付控訴審行政判決第 175/2016/HCT-PT 号を取り消し、チャーヴィン省人民裁判所の 2015 年 1 月 26 日付第一審行政判決第 02/2015/HCTST 号を維持する。

判例の内容

[6] 管轄機関の行政決定が、1991 年 7 月 1 日以前の家、土地の管理に関する各政策と家、土地に関連する社会主義改革政策の実施過程で政府が管理、運営を決定した家、土地に対する取戻請求を 2003 年 11 月 26 日付国会決議第 23/2003/QH11 号第 1 条の規定により

認めないとの内容を含み、管轄、内容、手続きの順番の点で正しく発行されたものであり、それに対して人が訴えを提起した場合、裁判所は受理して処理を行わねばならないが、行政訴訟法第193条第2項第a号により「訴えの提起を却下する」方向で処理する…」